

令和4年10月31日

お客様 各位

埼玉中央農業協同組合

### 代金手数料改定のお知らせ

日頃より当JAをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和4年11月4日(月)より、代金取立手数料について、普通扱いと至急扱いの種別から電子交換と個別取立の種別に変更し、料金を改定させていただくことになりました。

今後も、一層のサービス向上を心掛けてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

#### (1) 代金取立手数料の改定内容

(消費税含む)

	改定後 (令和4年11月4日以降)		改定前 (令和4年11月2日まで)	
	種別	手数料	種別	手数料
電子交換の取扱いが可能なもの	電子交換	1通につき 880円	普通扱い	1通につき 880円
電子交換で取扱いできないもの <sup>(※1)</sup>	個別取立	1通につき 1,430円 <sup>(※2)</sup>	至急扱い	1通につき 1,430円

※1. 例えば、通帳・証書の取立や、電子交換所に参加しない金融機関宛ての手形・小切手等は、電子交換で取扱いできません。

※2. ただし、1,430円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。

#### (2) 代金取立手数料が適用されるお取引について

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書、およびその他の証券のうち、貯金口座へ直ちに受入れができないものをご呈示された場合、代金取立手数料が適用されます。

☎ご不明な点がございましたら、当組合最寄りの支店窓口までお問い合わせください。

以上